

小江戸川越観光推進協議会主催

# 第19回 小江戸川越花火大会

8月9日(土)、午後7時30分～9時 伊佐沼公園 (点火式=午後7時15分～)

至東松山市 JA全農さいたま西部総合センター駐車場  
(午後5時から・100台)

至上尾市

●JA共済連埼玉駐車場 (100台)

農業ふれあい  
センター

●埼玉医科大学総合  
医療センター  
駐車場 (800台)

川越運動公園駐車場  
(800台)

●城下駐車場 (30台)  
●農協倉庫跡地駐車場 (50台)

●川越聖地靈園  
第2駐車場  
(100台)

小仙波市職員  
駐車場 (100台)

JAlいるま野  
●古谷支店駐車場 (50台)

至川越市街

至さいたま市

国道254号

新ひわ橋

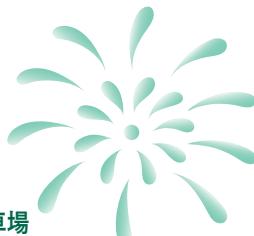
伊佐沼  
川越パンテアン  
臨時バス乗降所

伊佐沼公園

国道16号

■ 車両・歩行者通行禁止=正午～午後9時30分

■ 車両通行禁止=午後5時～9時30分



\*天候不良の場合は、8月10日(日)・16日(土)・17日(日)に順延します。

\*午後5時30分から、伊佐沼公園内で民踊ステージが行われます。

\*当日、午後4時ころから、臨時の直通バスが本川越駅と川越駅東口から運行されます（本川越駅から190円▶川越駅東口から170円）。

\*当日は、上図のように交通規制が行われます。混雑が予想されますので、安全運転に努めてください。

問い合わせ…川越市川越駅観光案内所・TEL222-5556 (午前9時～午後4時30分)

花火情報案内（ハローダイヤル）・TEL03-5777-8600 (午前8時～午後10時)

地域福祉活動補助金交付団体を決定しました

市では地域福祉を推進する

ため、「一般推進事業」「特

別推進事業」の各補助金交付

団体を審査により、次のとお

り決定しました。各団体の活

動内容は、市ホームページで

見ることができます。

地域福祉活動補助金交付団体

（申請順）

●一般推進事業  
ボランティアグループたのし  
み隊▼どじょう踊り演芸団▼  
高階南ハーモニカサークル▼  
NPO法人川越子育てサーク  
ル連絡協議会▼エイサーかり  
ゆし会▼精神保健福祉ボラン  
ティア「アミー」▼障害者  
水泳クラブ▼さくら堤自治会  
「桜花会」▼和道文化クラブ  
▼ボランティアグループやよ  
いの会▼広栄町ボランティア  
推進会▼むつみ会▼岸町地域  
議会▼ひとときプリティサロ  
ン2005▼子育てサークル  
ちびっこハウス▼福祉ボラン  
ティア「ねこのて高階」▼高  
階南マジッククラブ▼NPO  
法人サポートあおい▼NPO  
問い合わせ…川越駅観光案内所・TEL222-5556 (午前9時～午後4時30分)

●特別推進事業  
ル・クラブ

霞ヶ関北地区社会福祉協議会  
問い合わせ…福祉推進課  
TEL224-5769

法人チユーリップ元気の会▼  
古谷地区文化団体連合会▼  
ケ関セフティー・パトロール

申込み…8月末日 (10月支  
給分)、来年2月末日 (4  
月支給分)までに、申請書  
をみずほ信託銀行浦和支店  
に郵送または持参  
問い合わせ…安全安心生活課  
TEL224-5721

交通遺児等援護一時  
金を支給します

県交通安全対策協議会で

は、次とのおり援護一時金を

支給します。詳しくは、安

心生活課（本庁舎三階）・

学校などで配布する申請書類

をご覧ください。

対象…平成19年4月1日以  
降、「交通遺児等」になつ  
た18歳以下の県民

給付額…一人につき五万円  
(二事故につき一回のみ)

給付時期…10月末日または來

## 「無事カエル」に交通安全の願いを込めて

7月15日、西武本川越駅前広場で、夏の交通事故防止運動の開始式



川越西高校生徒の皆さんから「無事カエル」の目録を受け取る舟橋市長

りマスコット「無事カエル」の目録を手渡しました。この「無事カエル」は式典参加者が交通安全を訴えながら、道行く皆さんに配布。また、舟橋市長が、追突事故の抑止を目的とした、安全車間距離保持「0102運動」推進宣言を行いました。

問い合わせ…安全安心生活課・TEL224-5721

この式典では、川越西高校生徒の皆さんが舟橋功一川越市長に、交通安全の願いが込められた手作

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届を忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は、八月中に現況届・所得状況届を子育て支援課（本庁舎二階）に提出してください。

までに、特別児童扶養手当は八月八日(金)までに通知します。

### ●受付期間

児童扶養手当…8月1日(金)～29日(金)

特別児童扶養手当…8月11日

\*受付時間は、午前8時30分～午後5時（土・日曜日を除く。11日(月)～15日(金)は午後7時まで）

### ●児童扶養手当とは

母子家庭や、父に一定の障害がある児童

者に支給している手当です。次にいずれかに該当する児童が十八歳になる年の年度末（障害がある場合は二十歳未満）まで、養育している方が受けられます。

①父母が離婚した児童

②父が死亡した児童

③父に一定の障害がある児童

④父に一年以上遺棄されている児童

⑤その他の理由で父と同一生

計にない児童

や、児童福祉施設（母子生活

支援施設は除く）に入所している場合は、手当を受けられません。

### ●特別児童扶養手当とは

十歳未満の児童を、家庭で養育している方に支給しています。

①精神に障害があり、一人ではまったく生活できない、または著しく制限される児童

②身体に障害があり、おむね身体障害者手帳一級～三級程度の児童

①精神に障害があり、一人ではまったく生活できない、または著しく制限される児童

②身体に障害があり、おむね身体障害者手帳一級～三級程度の児童

手当が受けられるのは、受給者（児童の保護者など）および同居する扶養義務者の前年所得が、それぞれ一定額未満の場合です。

問い合わせ…子育て支援課

TEL224-5821

児童が障害による公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設（母子生活支援施設や通所施設は除く）に入所している場合は、手当を受けられません。

＊どちらの手当にも、所得制限があります。

## 道路はみんなが使うもの

私たちの周りに、あたりまえのようにある道路。次のこと留意して、安全で快適に利用できるよう、ご協力をお願いします。

### ①道路に張り出している樹木などは、ありませんか？

今は樹木が成長し、生い茂る季節。道路上に樹木や草・生け垣などが出ていると、見通しを悪くしたり、道幅を圧迫したりと、歩行者や車などの通行にたいへん危険です。土地の所有者は必要に応じ、枝のせんてい・草刈りなどをお願いします。

### ②道路に、物などを置いていませんか？

歩道や路肩に、看板・商品・自転車・自動車などを置くと、歩行者の通行や緊急車両（救急車・消防車）が通行する際の妨げとなります。道路上を利用するのは、やめましょう。

### ③道路を汚していませんか？

道路上へごみを捨てると、道路環境の悪化につながるだけでなく、通行にも支障を来します。

問い合わせ…道路環境整備課・TEL224-6029



道 路